

2 申請情報の公表確認（□にチェック）

上記申請情報（申請書類に添付された参考資料等も含む）を公表することに同意します。

（公表に支障がある場合の理由： _____ ）

3 資格等の申し立て（□にチェック）

本申請に当たり、次の(1)～(7)の内容について、申し立てます。

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立て事項		
(1)	本申請に当たり、提出した資料については、事実と相違ありません。	はい・いいえ
(2)	申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第二条第四号に規定する暴力団密接関係者です。	はい・いいえ
(3)	法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者です。	はい・いいえ
(4)	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十九条第一項第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第五十条第一項第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者です。	はい・いいえ
(5)	本申請内容に疑義が生じて調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出し、調査の結果、申請の要件を満たさないと判断された場合には、審査の対象から除外されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
(6)	大阪産(もん)名品認証制度実施要領を遵守します。	はい・いいえ
(7)	次の事項を遵守します。 ①食品衛生法をはじめ、食品の製造に関する法令を遵守し、安全な食品を製造します。 ②その他、食品に関する法令を遵守します。 ③認証を受けた商品の製造又は販売等を通じて、当該商品の情報発信を積極的に行い、大阪産(もん)名品をPRし、ブランドイメージ向上に努めます。 ④大阪産(もん)名品をPRするに当たっては、認証マークを適正に使用します。 ⑤認証を受けた商品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負います。	はい・いいえ

4 大阪産（もん）事業者限定メールへの登録（□にチェック）

大阪産（もん）事業者限定メールの登録に同意します。

<登録者及びE-mail>

申請者と同じ その他 _____ @ _____
(担当者名 _____)